

## 骨子案に対する検討委員からの意見（まとめ）

	章	指摘箇所	提案 修正意見	対応
1	全体	強制力	罰則を入れてはどうか。	検討会で要検討
2	"	"	「～しなければならない」と書く場合は、「いつまでに、どのような方法で」などの具体的な規定が必要ではないか。	検討会で要検討
3	"	推進力	産業が振興するとともに、防災文化づくりに寄与するような仕組みが取り入れられないか。	検討会で要検討
4	"	骨子案の言葉の使い方について	骨子案でやわらかい表現になおしているが、条例もこのままなのか、もとに戻すか、後で議論するのか、ほかの方の意見があれば聞きたい。	検討会で要検討
5	第1章第3	自助	自助を人権起点で書いてはどうか。	検討会で要検討
6	"	生き抜く権利	「自らの生命、身体及び財産を守る権利」と表現を（趣旨）の記載と合わせてはどうか。	検討会で要検討
7	"	「公助」の書き方	「公助」が後ろに隠れすぎているか。三位一体で進めるといふ書き方ではどうか。	検討会で要検討
8	"	「県民運動」という言葉に対するイメージが定まらない点	「県民運動」を使ってもよいが、公が先頭に立って、県民に広めるイメージがある。	「県民運動」を「全県的な運動」と言い換え、骨子案に加筆
9	"	基本理念	地震対策のステージの定式化も自助、共助、公助の関係、役割をよりはっきりさせるために地震対策の定式として書き込めないか。これを入れると「基本理念」より広くなり、「基本原則」とか「基本的考え方」などになるかもしれない。	検討会で要検討
10	第1章第5	事業者の責務	・「事業者には社会的責任があるので、何々をすべき」といふ書き方にしてはどうか。 ・「従業員」という表現を用いないで書けないか。	提案の方向で骨子案を修正
11	第2章	揺れやすさ（地盤情報）の公表が触れられていない。	8の「その他の危険から身を守る」の「地域の危険箇所の把握」に入るのか。	第9章第8の県の「県の広報や情報の提供」に記載しました。
12	第3章第3	津波避難訓練の実施等	「津波避難訓練の実施等」の事業者に学校も含むという記載で、学校を入れるようにしてはどうか。	修正していません。（事業者に学校が含まれているため）
13	第3章第5	緊急避難場所の秩序ある利用	避難者が「緊急避難場所を利用する場合」に、避難路も含めてはどうか。	修正していません。（避難路としての秩序ある利用が必要な状況とは？）
14	第4章第2・第3	火災への備え、防火訓練の実施等	「県は市町村や消防と連携して、耐震性貯水槽など消防水利の整備に努め」という表現で含めてはどうか。	事務局で検討中（もっぱら国から市町村への補助事務であるため）
15	第7章第2	「災害ボランティア活動」についての記載の仕方	県が直接「ボランティア」に支援するのではなく、「ボランティアを支援する団体」を支援する方向で記載してはどうか	提案の方向で骨子案を作成
16	第10章	行動計画	この条例に規定した内容を、PDCAサイクルに乗せ、推進していく仕組みづくりが大事。	事務局で検討中